

「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

1. 現状、経緯等

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
 - ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)
 - 包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)
 - 子供・高齢者・障害者等全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現
- 平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」を10月から開催。12月26日に中間とりまとめを公表した。

2. 今後の取組

- 中間とりまとめを踏まえ、本通常国会に提出している「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」において、社会福祉法を改正し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置づけるとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づける。
- 地域力強化検討会では、中間とりまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的な展開及び地域福祉計画のガイドラインの見直し等について、平成29年夏を目途に検討を続ける。
- 平成29年度予算案において、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制を構築する取組及び複合化した世帯の課題に対応する包括的な相談支援体制整備に、先駆的に取り組むための事業費として20億円を確保し、100自治体程度で実施する予定。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ **市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化**
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

※ 平成30年4月1日施行。(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)
(＊) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

改 正 案	現 行
目次 第一章 第九章（略） 第十章 地域福祉の推進 第一節 包括的な支援体制の整備（第百六条の二・第百六条の三） 第二節 地域福祉計画（第百七条・第百八条） 第三節 社会福祉協議会（第百九条―第百十一条） 第四節 共同募金（第百十二条―第百二十四条） 第十一章・第十二章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 九（略） 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 十一 十三（略） 4（略） （地域福祉の推進） 第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は	目次 第一章 第九章（略） 第十章 地域福祉の推進 第一節 地域福祉計画（第百七条・第百八条） 第二節 社会福祉協議会（第百九条―第百十一条） 第三節 共同募金（第百十二条―第百二十四条） 第十一章・第十二章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 九（略） 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 十一 十三（略） 4（略） （地域福祉の推進） 第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを

、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。	必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスが必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスが必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。	（新設）
（福祉サービスの提供の原則） 第五条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。	（福祉サービスの提供の原則） 第五条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。
（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条（略） 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう	（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条（略） （新設）

努めなければならない。

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれていた環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じて、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進

第十章 地域福祉の推進

（新設）

（新設）

のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じた、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項 二 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 三 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。	三 地域福祉に関する活動への住民の促進に関する事項
〔都道府県地域福祉支援計画〕 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項 二 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。	〔都道府県地域福祉支援計画〕 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

三 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。 第三節 社会福祉協議会 第四節 共同募金	第二節 社会福祉協議会 第三節 共同募金
--	------------------------------------

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」

受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に26自治体で実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

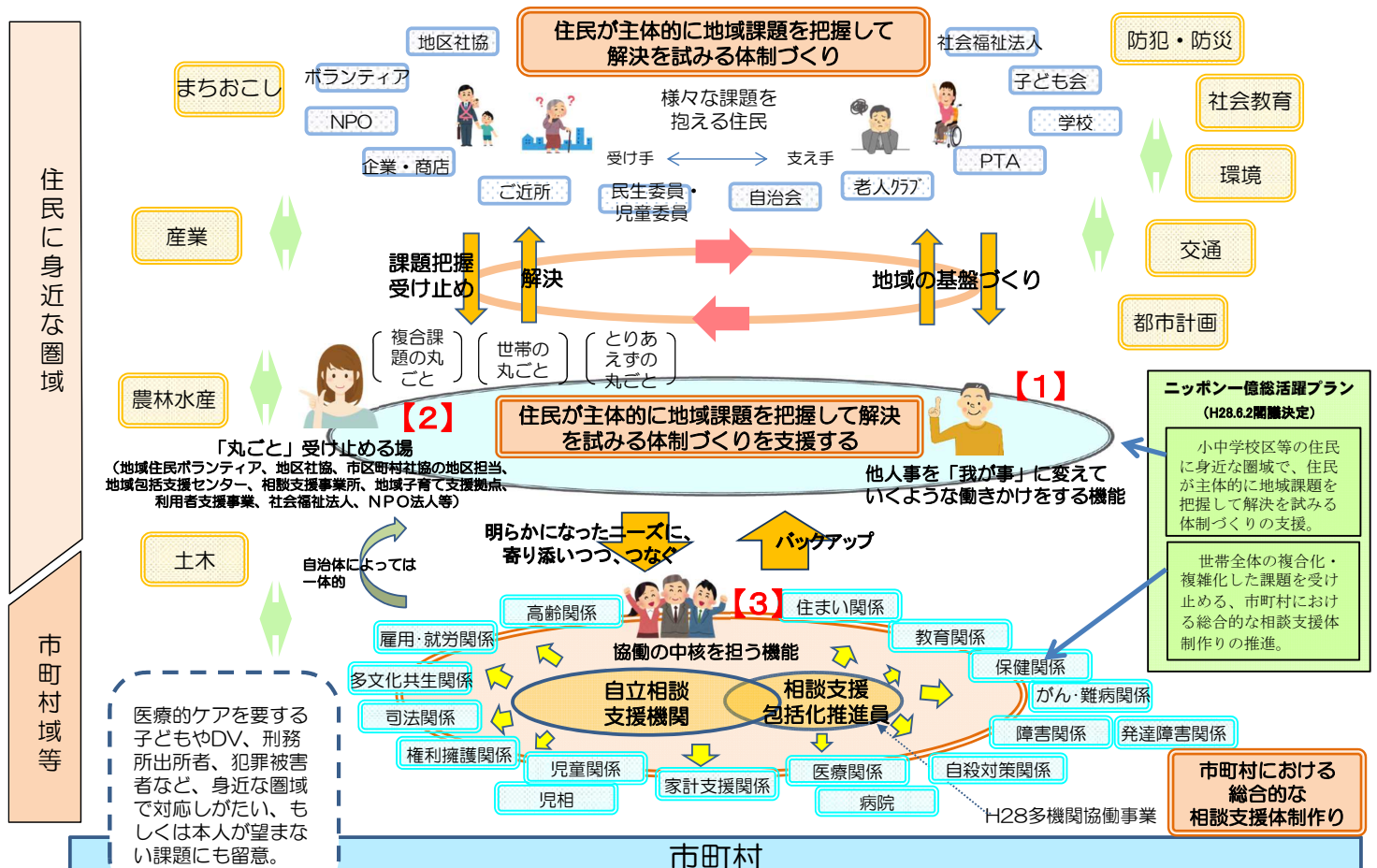
4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



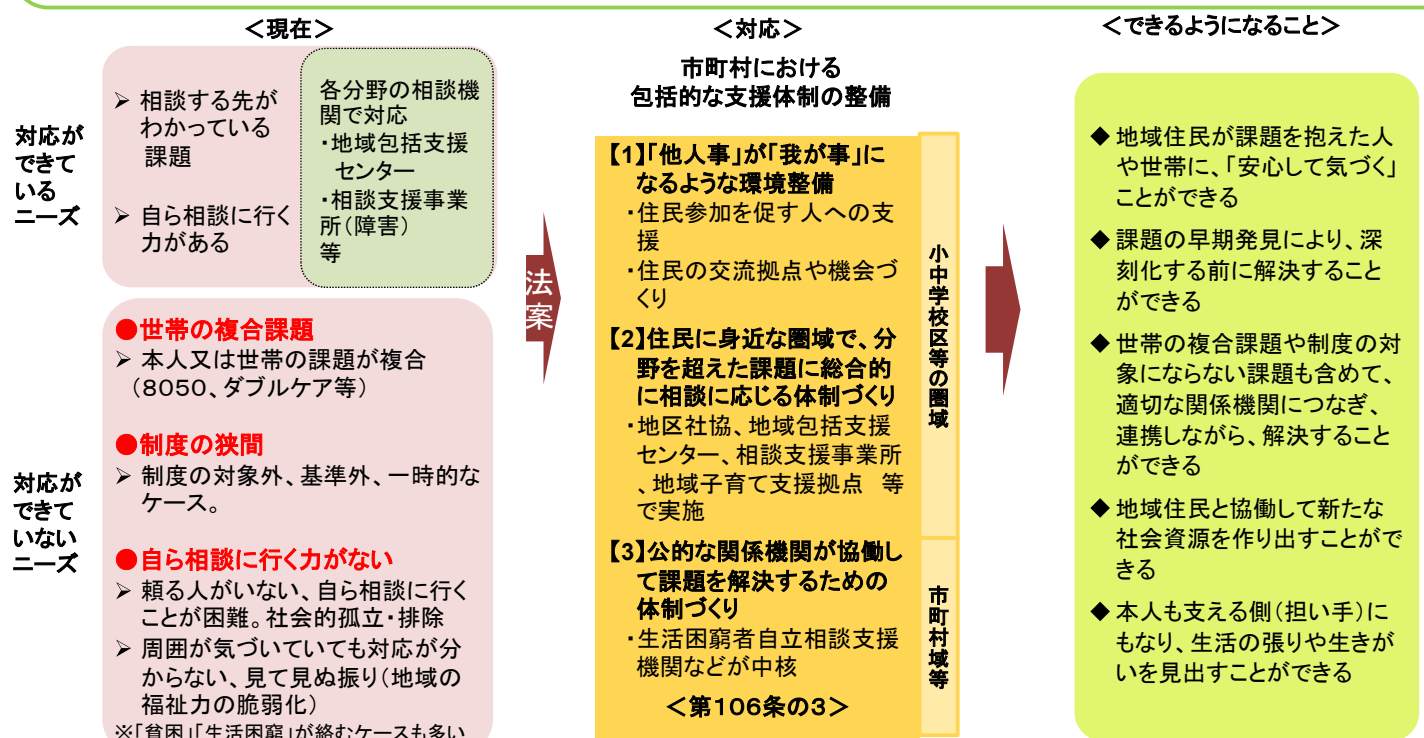
地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
井岡 仁志	高島市共同募金委員会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長	◎原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	堀田 聡子	国際医療福祉大学大学院 教授
嶋崎 貴泰	日本ファンドレイジング協会 事務局長	前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	横山 美江	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表		

(敬称略・50音順)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

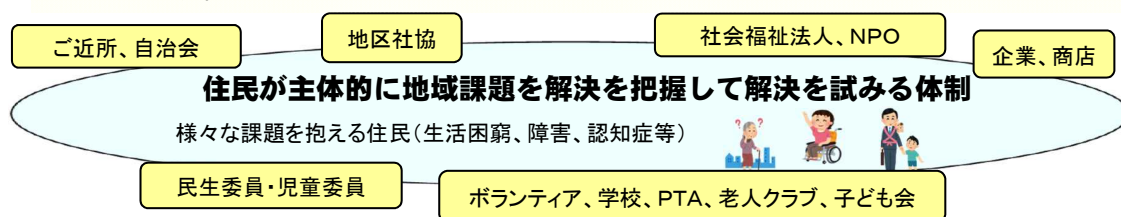


「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算（案）20億円
実施主体：市町村（100か所程度）

（１）地域力強化推進事業（補助率3/4）（平成29年度～ 新規）

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

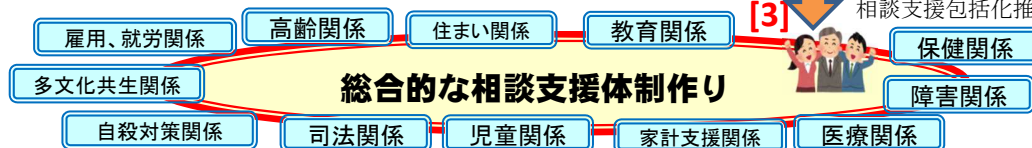
複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業。

平成28年度～

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領（案）

※本要領案は平成２９年３月２日時点の案であり、今後変更があり得る。

1 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成２８年６月２日閣議決定）において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

2 地域力強化推進事業

（１）実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やＮＰＯなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

（２）事業内容

本事業は、次の理由により、ア（「我が事」の地域づくり）及びイ（「丸ごと」の地域づくり）に掲げる内容を全て実施するものとする。

ただし、既にア又はイの取組を実施している場合はこの限りではない。

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるためには、次の地域づくりの方向性を意識し、かつ、それぞれの方向性が互いに影響し合うことにより「我が事」の意識を相乗的に高め、地域に「我が事」の意識を醸成

することが必要である。

- ・ 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- ・ 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
- ・ 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

また、「我が事」の体制を構築することに加え、住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制（「丸ごと」）を構築することで、住民が安心して地域活動を行い、また、地域課題を把握し、解決を試みることができることとなり、結果的に住民の地域活動への参加意識の向上が期待される。

さらに、住民が関係機関等とともに地域課題の解決に取り組む経験を重ねることで、住民が自らの活動に自信を持つことにつながり、地域に対する意識が変化し、「我が事」としての地域づくりが一層醸成される。

そのため、よりより地域づくりを目指すためには、「我が事」、「丸ごと」の双方の体制を構築し、互いに循環させることが必要である。

ア 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）

小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

（ア）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

（イ）活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

※ 活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点（注）等の活用が考えられるが、さらに

は、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等、従来の発想を超えた新しい試みも期待する。

(注) 地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)により推進が図られている。

(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。

イ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等(「丸ごと」の地域づくり)

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築する。

(ア) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能

住民に身近な圏域において、地域住民のボランティア、地区社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく相談支援事業所、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく地域子育て支援拠点、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO 法人等において、あるいは相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。

(イ) 地域生活課題の把握等

地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、(2)のアの取組(住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域づくり))とも連携し、把握した地域生活課題について、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。

(ウ) 地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、小中学校区等の住民に身近な圏域に留まらず、3 の多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施機関や生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105

号)に基づく自立相談支援機関などの関係者、専門職等と連携、協働し、行政や、広域の適切な専門機関に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる機能を構築する。

ウ その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

(3) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(4) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(5) その他

ア 実施主体となる自治体内の全ての地域ではなく、実施地域を定めて実施することも可能とする。ただし、事業の効果的、効率的な観点から、複数地域で実施すること。

イ 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

ウ 市町村域に設置される関係機関及び関係機関からなる支援ネットワークとの連携を密にすること。

エ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び3に掲げる多機関の協働による包括的支援体制構築事業を一体的に実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。

ただし、その場合には、次年度以降、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施する（既に多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している場合は除く。）ための事業実施計画を事業申請の際に提出していただくこととしている。

3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 本事業の支援対象者

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図るものであり、具体的には、

ア (3)に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする

イ 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく

ウ 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する

エ 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する

オ 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にする

ことが必要である。

こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこ

れらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。

支援対象者（例）	連携先（例）
要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等
医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等
共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等
障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等
難病指定をされていない難病患者	病院、難病相談支援センター等
高次脳機能障害を抱える者	病院、障害福祉サービス事業所等

（３）相談支援包括化推進員の配置

本事業の実施に当たって、実施主体は、自立相談支援機関や、地域包括支援センター、相談支援事業所（障害）、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。

なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。

また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。

（４）事業内容

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。

ア 相談者等に対する支援の実施

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の(ア)から(オ)までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

(ア) 相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(社援地発 0306 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)」などを参考とすること。

(イ) プランの作成

(ア)により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。

(ウ) 相談支援機関等との連絡調整

(イ)により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の間で調整を行う。

(エ) 相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

(オ) その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

(ア) あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。

(イ) 相談支援包括化推進員は、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理してお

く。

(ウ) 相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

ウ 相談支援包括化推進会議の開催

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

(ア) 各相談支援機関の業務内容の理解

(イ) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法

(ウ) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握

(エ) 地域に不足する社会資源創出の手法

(オ) 本事業による支援実績の検証

エ 自主財源の確保のための取組の推進

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

オ 新たな社会資源の創出

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

(5) 相談支援包括化推進員の資格要件

相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、実施主体が適当と認めたものとする。

(6) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(7) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(8) その他

ア 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。

イ 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行うこと。

ウ 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。

エ 本事業を通じて知り得た個人情報等は、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。

オ 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められないものであること。

カ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び2に掲げる地域力強化推進事業を一体的に実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。

ただし、その場合には、次年度以降、地域力強化推進事業を併せて実施するための事業実施計画を事業申請の際に提出していただくこととしている。

4 事業実施の考え方等（共通事項）

（1）事業の実施に当たっての考え方（「点」の支援から、「面」の支援へ）

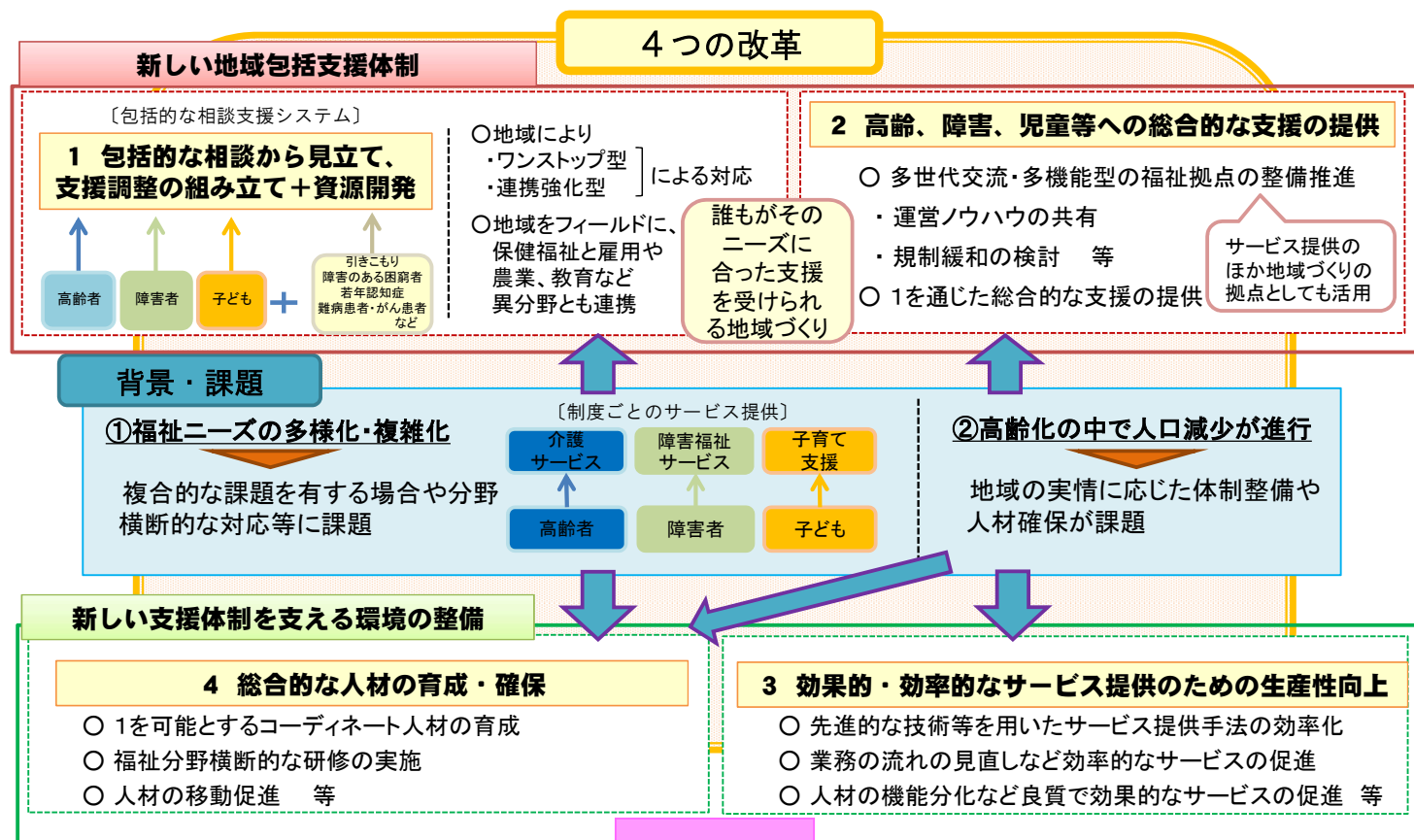
2の「地域力強化推進事業」及び3の「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を通じて目指すべきものは、福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域の様々な資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを実現することである。

その実現のためには、既に実施されている各分野の支援や地域における事業、取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」に転換する必要がある。本事業は、各分野の支援や地域における事業、取組を個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携、協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制の構築に資するものである。

ついては、面としての地域づくりを実施するための体制を事業申請の際に提出していただくこととしている。

（2）事業の実施形態について

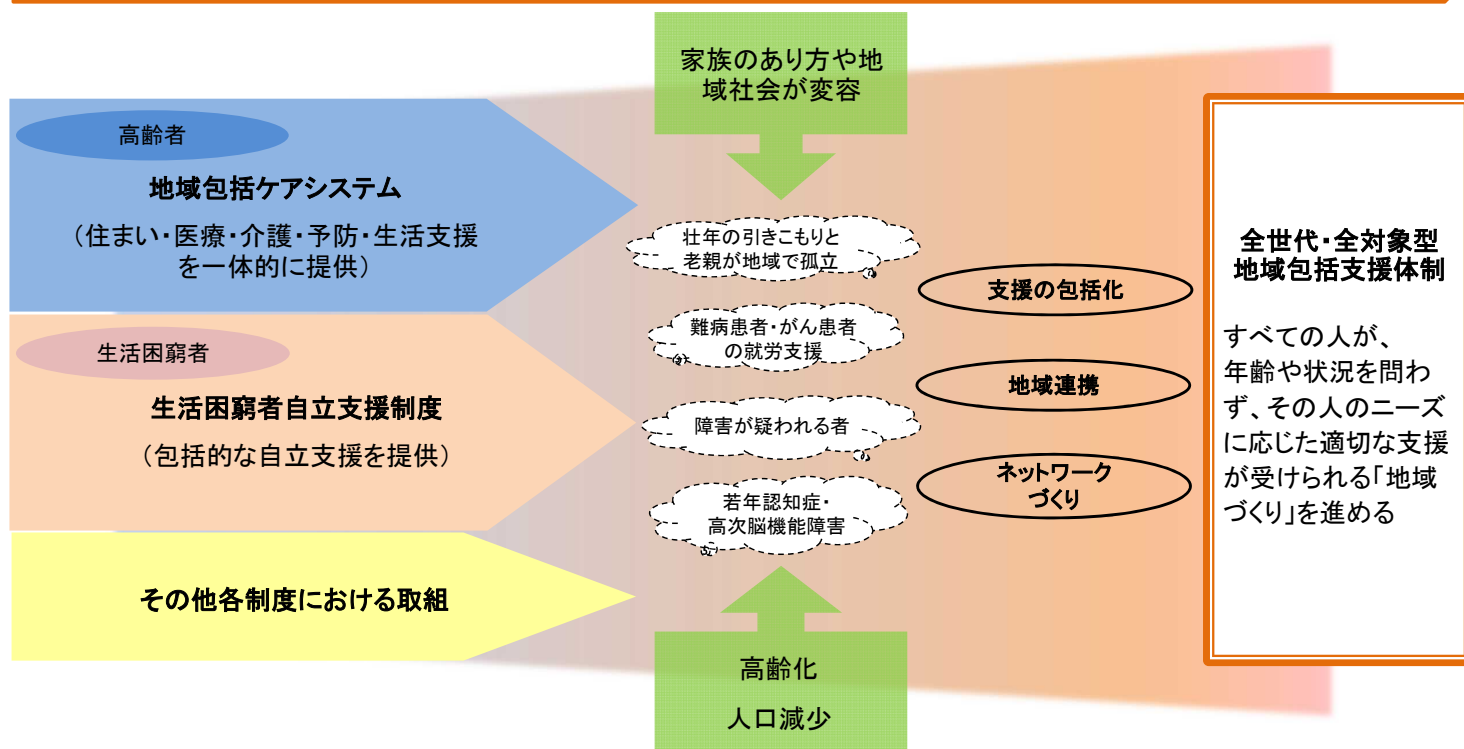
地域によって、社会資源や地域特性が異なることから、2の（2）のア（住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり））、2の（2）のイ（地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり））及び3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業における総合的な相談支援体制に関する機能は、全てを同一の拠点（場所）に付すことも、それぞれ別々の拠点（場所）に付すことも、その組み合わせは、地域の実情に応じて対応することも可能とする。



地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(1) 経済社会の現状

(成長の隘路である少子高齢化)

- 少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。日本が、少子高齢化に死にも狂いで取り組んでいかなければ、日本への持続的な投資は期待できない。
- 他方、日本には多くのポテンシャルを秘めている女性や、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者などがたくさんおられる。こうした潜在力とアベノミクスの果実を活かし、今こそ、少子高齢化という日本の構造的な問題に、内閣一丸となって真正面から立ち向かう必要がある。

(2) 今後の取組の基本的考え方

(一億総活躍社会の意義)

- 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。
- これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。
- 半世紀後の未来でも、人口一億人を維持する。ただ人口一億人を維持すればよいというわけではない。力強く日本の経済が成長していくとともに、その成長という手段を使って、国民みんながそれぞれの人生を豊かにしていくことを目指していく。一人ひとり、それぞれの人生を大切にする考え方が、一億総活躍であり、国家による押しつけといった、すべてを画一的な価値観にはめ込むような発想とはむしろ対極にある考え方である。誰もがもう一歩前に踏み出すことのできる一億総活躍社会を創り上げることは、今を生きる私たちの、次世代に対する責任である。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域課題の解決力の強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり		設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討	検証結果を踏まえた対応を実施										2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し		各資格の履修内容に関する研究 介護福祉士と准看護師間の連携の推進について検討 福祉系国家資格を有する者に対する保育士・児童福祉司・介護福祉士の業務範囲の拡大について検討	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論	資格所帯による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から履修期間短縮を実施	単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から単位認定を実施								2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
													2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開

(参考3)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

主査

大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。